

物価高対応子育て応援手当

のご案内

対象児童1人につき2万円を1回限りで支給します！

【支給対象者】

- 次のかたが対象になります。
- (1) 令和7年9月分 (※) の児童手当の受給者 (※令和7年9月に出生した児童については10月分)
- (2) 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の父母等
- (3) (1) の受給者の配偶者であり、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に離婚 (離婚調停中その他準ずるものを含む) により新たに児童手当の受給者となつたかた

【対象児童】

平成19年4月2日から令和8年3月31日までに出生した児童が対象です。

【支給額】

対象児童1人につき2万円 (1回限り) です。

【申請方法】

原則申請が必要です。以下の手順で申請をお願いします。

所属庁

①所属庁が「**公務員児童手当受給状況証明欄**」に必要事項を記載した申請書等を交付

**【公務員】
子育て
世帯**

市区町村

②令和7年9月30日時点でお住まいの市区町村へ申請書を提出

③児童手当受給口座等へ振り込みます

※田子町（住民課）は1月13日から申請受付を開始しています。

※支給対象者のうち、(2) (3) のかたは、まずは所属庁へ児童手当の申請を行い、当該申請時点でお住まいの市区町村へ申請書を提出してください。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

【支給時期】

田子町では2月から順次支給を開始します。

【申請締切日】

第1回締め切り日：令和8年2月27日（金）
第2回締め切り日：令和8年3月31日（金）

【Q & A】

Q. D V被害により、こどもとともに避難していますが、どうなりますか？

A. 避難先の市区町村で児童手当の受給者変更の手続きを行うことで、今回の手当の支給を受けることができる場合がありますので、なるべく早く避難先の市町村にご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市区町村に連絡する必要もありません。

Q. 9月30日時点では公務員だったが、その翌日以降に退職した場合はどうなりますか？

A. 9月分の児童手当を受給した所属庁から申請書を受け取り、令和7年9月30日時点でお住まいの市区町村へ必要事項記載済みの申請書を提出してください。

Q. 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の児童手当の受給者や令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に離婚（離婚調停中その他これらに準ずるものも含む）により新たに児童手当の受給者となった場合、申請先はどうなりますか？

A. 所属庁から申請書を受け取り、児童手当の申請時点でお住まいの市区町村へ必要事項記載済みの申請書を提出してください。

お問い合わせ先（田子町役場住民課）

「物価高対応子育て応援手当」窓口
電話：0179（23）0678
(受付時間：平日 8:15～17:00)

お問い合わせ先（国）

こども家庭庁 コールセンター
電話：0120-252-071
(受付時間：平日9:00～18:00)



「物価高対応子育て応援手当」に関する “振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに田子町から問い合わせを行うことがあります。ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの**振り込みを求めるることは絶対にありません**。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに田子町の窓口又は最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。